

多人数の居住実態がありながら防火関係規定などの
建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について

平成25年6月10日

住宅局建築指導課

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物であると称して、建築基準法の防火関係規定違反などの疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁において確認されています。これらの物件については、特定行政庁からの情報を勘案すると、建築基準法上の「寄宿舎」に該当する可能性が高く、防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とすることなどが必要と考えています。

国土交通省では、建築物の安全確保を図る観点から、まずは情報受付窓口を設け、違反の疑いのある個別の具体的な物件に関する情報を収集するとともに、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請します。(別添参照)

1. 国土交通省ホームページにおける情報受付窓口の設置

- ・国土交通省のホームページに情報受付窓口を設置し情報収集を行います。情報提供のあった物件については、関係する特定行政庁に情報提供します。

情報受付窓口:

URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000052.htmlメールアドレス kenchiku-i2yy@mlit.go.jp

FAX 03-5253-1630

2. 都道府県・政令市等の特定行政庁における情報収集

- ・都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、

①ホームページ等に情報受付窓口を設置し情報収集を行うこと

②違反建築パトロールや消防部局・福祉部局等関係部局との連携により、違反の疑いのある物件に関する情報収集を行うこと

を要請します。

3. 違反の疑いのある物件に関する調査、違反物件の是正等の実施

- ・国土交通省からの情報提供、特定行政庁自ら設置した情報受付窓口への情報提供、物件に関する情報収集により、違反の疑いのある物件を把握した場合は、特定行政庁において、必要に応じて消防部局等と連携し立入調査等を行い、違反内容の確認を行った上で、適切な是正措置を講じることを、特定行政庁に対して要請します。

4. 違反物件等の情報の集約等

- ・特定行政庁において違反内容の確認を行った物件等については、国土交通省へ報告することを要請します。国土交通省で集約した情報については、適宜公表を検討するほか、今後の対策へ活用します。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官

小野田 吉純

(内線39564)

係長

岩瀬 基彦

(内線39525)

TEL 03-5253-8111(代表)、03-5253-8933(夜間直通)、FAX 03-5253-1630

国住指 657号
平成25年6月10日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の
建築基準法違反の疑いのある建築物に関する対策について

多人数の居住実態がありながらオフィス等の用途に供している建築物であると称して、建築基準法の防火関係規定違反等の疑いのある状況で使用されている物件が、複数の特定行政庁において確認されています。これらの物件については、特定行政庁からの情報を勘案すると、建築基準法上の「寄宿舍」に該当する可能性が高く、防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とすること等が必要と考えています。

国土交通省では、建築物の安全確保を図る観点から、まずは情報受付窓口を設置し、違反の疑いのある個別の具体的な物件に関する情報収集を行い、情報提供のあった物件に関しては、関係する特定行政庁に情報提供することとします。

情報提供を受けた特定行政庁におかれては、必要に応じて消防部局等と連携し立入調査等を行い、建築基準法の違反内容の確認や違反物件に対する是正指導を実施するようお願いいたします。

また、各特定行政庁におかれては、下記の取組みを実施されるようお願いいたします。

記

1. 建築基準法違反の疑いのある物件に関する情報収集

①ホームページ等における情報受付窓口の設置

都道府県、政令市等の特定行政庁のホームページ等において類似物件に関する情報受付窓口を設置する。(都道府県及び政令市については是非とも窓口を設置いただきますようお願いいたします。その他の特定行政庁については管内の事情に応じ設置いただきますようお願いいたします。②についても同様をお願いいたします。)

なお、国土交通省においては、ホームページに情報受付窓口を設置したところですので、参考にされたい。

情報受付窓口

URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000052.html

メールアドレス kenchiku-i2yy@mlit.go.jp

FAX 03-5253-1630

②違反建築パトロール等による情報収集

都道府県、政令市等の特定行政庁において、違反建築パトロールや消防部局・福祉部局等関係部局との連携により、違反の疑いのある物件に関する情報収集を行う。

2. 違反の疑いのある物件に関する調査、違反物件の是正等の実施

国土交通省からの情報提供、特定行政庁自ら設置した情報受付窓口への情報提供、物件に関する情報収集により、建築基準法違反の疑いのある物件を把握した場合は、消防部局や福祉部局等関係部局に情報提供するとともに、必要に応じて消防部局等と連携し立入調査等を行い、建築基準法の違反内容の確認を行った上で、違反物件に対する是正指導を実施する。是正指導においては、所有者等に対して是正工事の実施時期を明示するなどした具体的な改善に係る計画(是正計画)の提出を求め、その実行を促し、正当な理由なく是正が行われない場合は建築基準法第9条による違反是正命令を行うことなどにより、着実な是正促進を図られるようお願いいたします。

なお、消防部局等他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には、当該部局に速やかに連絡を行ってください。

また、違反物件等の情報を把握した場合は、平成18年5月11日付け国住指第541号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」及び平成23年9月8日付け国住安第28号「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に準じて、地方整備局等を通じ国土交通省へ当該情報を提供するようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対し、この旨を周知するようお願いいたします。

また、今回の件に係る建築部局と消防部局との連携については、総務省消防庁からも同様の通知がされる予定であることを申し添えます。